

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【会社名】 株式会社 北日本銀行

【英訳名】 The Kita-Nippon Bank , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 佐藤 安 紀

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

【電話番号】 盛岡(019)653局1111番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 下 村 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目8番地  
株式会社北日本銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3294局0151番

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長兼東京事務所長 藤 田 克 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社北日本銀行 仙台支店  
(宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号)

株式会社北日本銀行 東京支店  
(東京都千代田区神田錦町一丁目8番地)

## 1【提出理由】

当行は、平成27年6月23日に開催しました第111期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

###### (1) 配当財産の種類

金銭

###### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金30円 配当総額256,541,190円

###### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日(水曜日)

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

###### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,300,000,000円

###### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,300,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 取締役会の招集権者および議長について、取締役会規程に定めることを明記する。
2. 業務執行を行わない取締役および監査役について、責任限定契約に関する規定を新設する。
3. 条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行う。

#### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として佐藤安紀、石塚恭路、佐藤達也、瀬川光夫、柴田克洋、太田稔、村田嘉一、高橋義則、藤田克弘および坂本篤志の10氏を選任する。

なお、太田稔および村田嘉一の両氏は、社外取締役である。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として北久雄氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合
第1号議案 剰余金の処分の件	58,883	801	0	(注)1	可決 (86.56%)
第2号議案 定款一部変更の件	59,580	104	0	(注)2	可決 (87.58%)
第3号議案 取締役10名選任の件					
佐藤 安紀	59,175	509	0	(注)3	可決 (86.99%)
石塚 恭路	59,330	354	0		可決 (87.22%)
佐藤 達也	59,360	324	0		可決 (87.26%)
瀬川 光夫	59,358	326	0		可決 (87.26%)
柴田 克洋	59,358	326	0		可決 (87.26%)
太田 稔	59,031	653	0		可決 (86.78%)
村田 嘉一	59,430	254	0		可決 (87.36%)
高橋 義則	59,358	326	0		可決 (87.26%)
藤田 克弘	59,358	326	0		可決 (87.26%)
坂本 篤志	59,360	324	0		可決 (87.26%)
第4号議案 監査役1名選任の件 北 久雄	58,285	1,399	0	(注)3	可決 (85.68%)

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。